公平な納税のために滞納処分を行っています

税金は、行政サービスを行うための重要な財源です。税金を滞納する方がいると、きちんと納めている方との公平性を欠き、さらには町財政を圧迫し、行政サービスにも支障をきたすおそれがあります。そのため、町では納税相談や滞納整理等の取り組みを行い、滞納の減少に努めています。

納税は、教育・労働とともに国民の三大義務の1つです。

滞納となっている町税等を放置しておくことは、納期内にきちんと納付していただいているほとんどの住民の方との公平性を欠くこととなります。

さらには町の財政を圧迫し、結果として行政サービスに支障をきたすことになりかねません。

税金を滞納していると、町が交付する補助金等の停止となるなどの数々の不利益があります。

例えば、金融機関で融資を申し込む際には納税証明書の提出を求められ、滞納していれば融資を受けることもできなくなります。

さらに、調査や差し押さえを受ければ銀行や勤務先にも滞納が知られてしまい、社会的信用を失うおそれがあります。

町では、特段の事情もなく、滞納を意図的にしている方に対しては、厳しい対応で臨むことにしており、財産の差し押さえや、差押物件の公売などの取り組みを行っています。

町税等を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない場合、町ではまず、督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書や、財産調査開始予告書などを送付し、さらに財産調査を行った後、差し押さえを行います。

地方税法では、督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、財産を差し押さえなければならないと規定されています。

▼差し押さえ状況
・平成22年度＝85件
・平成23年度＝68件
（1月末現在）

〈差し押さえの流れ〉

①給与の差し押さえ

勤務先へ給与照会後、給与の差し押さえを実施し、毎月の給与から一定額を未納税に充てます。

②預貯金の差し押さえ

金融機関への預貯金調査を実施後に差し押さえを行い、取り立てた現金を未納税に充てます。

③不動産の差し押さえ

登記簿調査を行い、土地や建物の差し押さえのために、法務局へ差押登記の登録を嘱託します。差押登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）などに、差し押さえを行ったことを通知します。

国民健康保険税の滞納には

国民健康保険税の滞納が増えていくと、今後の保険税の増税にもつながることになります。

滞納しているのに通常の被保険者証を発行していると、納期内納税している人から不公平であると指摘を受けかねません。

そのため、滞納者の被保険者証を通常より有効期限の短い短期被保険者証へ切り替えを行っています。

さらに、短期被保険者証を発行後も納付がないと、医療費を全額（10割）自己負担しなければならない、「資格証明書」を発行することとなります。

納められない人は早めの納税相談を

病気や失業、事業不振等の理由で、納めたくても納められない人もいます。

このような方には納税相談をお勧めします。

町では、納税相談を随時受け付けていますので、滞納が増え続ける前に早めに相談してください。

事情により徴収猶予や納付計画の手続きを行いますが、相談等がないと町では生活状況が把握できず、やむを得ず催告や差押を行うことになります。

平日来庁できない方は、休日納税窓口開設日にも相談を受け付けていますので、利用ください。

納期内に自主納付を

納税は、自主納付が原則です。

町では、自主的に申告・納税をする自主納税を推進するため、口座振替の推奨や月1回、休日納税窓口を開設しています。

また、全国のコンビニエンスストアでも納付できるよう、納税環境を整えています。

▼休日納税窓口＝毎月最終㈰9時～16時

問 税務課収税班 ☎(70)0323

確定申告はお済みですか

所得税・贈与税等の申告と納税はお済みですか。

期限間近になると、税務署・町申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告は、早めに行いましょう。

▶町の申告会場

〈所得税と贈与税〉
▼申告・納税期限＝3月15日㈭

〈個人事業者の消費税〉
▼申告・納税期限＝4月2日㈪

◇インターネットを利用して確定申告書を作成

国税庁ホームページ（確定申告書等作成コーナー）で確定申告書の作成ができます。

また、打ち出した確定申告書は、そのまま税務署に提出することもできます。

▼国税庁ホームページ
URL http://www.nta.go.jp

◇所得税・住民税の申告相談
▼日時＝3月15日㈭までの9時～11時、13時～16時
※㈯・㈰を除く
▼会場＝中央公民館1階講堂、農村環境改善センターいずみの里農事相談室
▼注意
次の方は東金税務署で申告してください。
・青色・損失申告をされる方
・譲渡所得（土地、建物、株式やゴルフ会員権などを売った場合）の申告をされる方
・雑損控除を受けられる方
・贈与税や消費税の申告をされる方

問 確定申告に関しては 東金税務署 ☎(52)3121
住民税申告に関しては 税務課住民税班 ☎(70)0321

納税は口座振替を

口座振替は一度手続きをすれば、納付のために役場や金融機関の窓口に出向いて納税する手間が省け、現金を持ち歩く必要がないので、便利で安全です。忙しい方や不在がちの方には特に便利です。申込書は町内金融機関・役場税務課・白里出張所にあります。

▼口座振替可能な金融機関
千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・JA山武郡市・ゆうちょ銀行など

問 税務課収税班 ☎(70)0323

国税専門官を募集

国税専門官は、国税局や税務署で税務のスペシャリストとして、法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保する事務を行います。

▶受験資格
①昭和57年4月2日から平成3年4月1日生まれの方
②平成3年4月2日以降生まれで次に掲げる方
（イ）大学を卒業した方・平成25年3月までに大学を卒業する見込みの方
（ロ）人事院が（イ）に掲げる方と同等の資格があると認める方
▶第1次試験日＝6月10日㈰
▶申込方法＝①インターネット（原則）、②郵送・持参
▶受付期間＝①4月2日㈪9時～4月12日㈭、②4月2日㈪～3日㈫（消印有効）
▶受験申込書・受験案内交付場所＝東京国税局・最寄りの税務署・人事院各地方事務局（所）
※インターネット申込用は人事院ホームページ（URL http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm）からもダウンロードすることもできます

詳細は問い合わせください。

問 東金税務署 ☎(52)3121（内線22）

税はどうして必要なの？ 租税教室

次代を担う児童に租税の意義や役割などを正しく知ってもらうとともに、納税意識を持ってもらおうと、1月31日に瑞穂小学校、2月3日に増穂小学校で、租税教室が行われました。

当日は、町税務課職員が学校を訪問し、6年生に特別授業を展開。「税金はどんなことに使われているか」や「身近な消費税の集められ方」、「もしも税金がなかったらどうなるか」などを映像やパネルで学びました。

参加した子どもたちからは「国や国民のために、税金はなくてはならないとても大切なものだと分かった」、「払った税金がどう使われるか、仕組みがよく分かってよかった」などという意見が寄せられました。